

〔付〕

明治四十一年九月
文部省訓令第十号

小学校令施行規則中教

授用仮名及び字体、字音仮名遣並びに漢
字に関する規定削除の趣旨

文部省訓令第十号

北海道庁 府県

今般文部省令第二十六号ヲ以テ小学校令施行規則中ニ改正ヲ
加ヘ小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体、字音仮名遣
並ニ漢字ニ関スル規定ヲ削除セリ

仮名ハ大体ニ於テ従来ノ規定ニ依ルヲ適當ト認ムルモ尚普通
ニ行ハル、変体仮名ヲ加ヘ授クルノ必要アリ漢字ノ数モ亦義
務教育延長ノ結果相当ノ増加ヲ要ス是レ仮名及其ノ字体並ニ
漢字ニ関スル規定ヲ削除シタル所以ナリ又字音仮名遣ハ当初
改正ノ際ハ児童ヲシテ国語學習上ニ於ケル困難ヲ避ケシメン
トスル趣旨ニ出テタルモノナレトモ実施ノ結果ニ鑑ミ予期ノ
目的ニ副フコト能ハサルヲ認メタルヲ以テ今回国定教科用図
書改正ノ時期ニ迫レルヲ機トシ之ヲ廃止セリ惟フニ仮名遣ハ
時勢ノ進歩ニ伴ヒ整理ヲ要スヘキコト勿論ナリト雖尚益々慎
重ナル研究ヲ積ミ以テ其ノ目的ヲ達センコトヲ期ス

省令改正ノ結果字音仮名遣ハ小学校ニ於テモ他ノ学校ニ於ケ
ルカ如ク古來慣用ノ例ニ依ルヘク教科用図書亦之ニ依リテ編
纂セラルヘシ然レトモ字音仮名遣ノ為徒ニ国語ノ學習ヲ艱澁

ニシ児童ノ心神ヲ過勞セシムルカ如キハ務メテ之ヲ過ケサル
ヘカラサルヲ以テ敢テ繩墨ニ拘泥スルヲ要セス便宜従前ノ仮
名遣ヲ許容スル等取捨其ノ宜シキニ從ヒ適當ノ教授ヲ施サン
コトヲ要ス

地方長官ハ事ニ児童ノ教育ニ当ル者ヲシテ克ク此ノ意ヲ体シ
以テ省令改正ノ趣旨ヲ貫徹セシメンコトヲ努ムヘシ

明治四十一年九月七日

文部大臣 小松原英太郎